

令和 7 年度 国東市監査基本方針等

1 監査の基本方針

令和 7 年度の監査にあたっては、地方自治法に規定する最少の経費で最大の効果を求める視点と、組織及び運営の合理化を求める視点に特に留意しつつ、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務等の執行が法令等に則って適正に行われているかを主眼に、国東市監査基準に準拠して監査に取り組むこととする。

また、監査の結果については、市民に分かりやすい表現での情報提供に努めることとする。

2 監査等の種類及び実施方針

令和 7 年度において実施する監査等の種類及び実施方針については、次のとおりとする。

(1) 監査

ア 定期監査

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に、併せて、事務事業の執行が合理的かつ効果的に行われているかなど行政監査の視点にも重点を置き実施する。

イ 行政監査

定期監査と併せて実施し、業務改善を促すことに重点を置き、事務事業の執行が合理的かつ効率的に行われているかなどの観点を主眼に実施する。

ウ 財政援助団体等監査

財政援助団体等（公の施設の指定管理者含む）において、財政援助等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、また、所管課による指導や監督が適切に行われているかなどを主眼に実施する。

(2) 検査

ア 例月現金出納検査

会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者が保管する現金の毎月の出納について、現金の在高及び出納関係帳簿等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼に実施する。

(3) 審査

ア 決算審査

一般、特別及び公営企業の各会計の決算について、決算書及び附属書類の計数の正確性を検証するとともに、歳入の確保、歳出の執行状況及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼に実施する。

イ 基金運用状況審査

基金の運用状況に関する調書の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼に実施する。

ウ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業ごとの資金不足比率について、適正に算定されているかを主眼に実施する。

エ 内部統制報告書及び現金等出納保管改善戦略に係る現金等出納保管改善実績報告書審査

市長が作成した内部統制報告書及び現金等出納保管改善実績報告書に基づいて、戦略の執行状況について審査する。

オ 年次資金調達及び資金運用戦略に係る活動状況及び決算業績に関する実績報告書審査

市長が作成した年次戦略の活動状況及び業績に関する実績報告書について審査する。

3 監査の対象及び実施計画

対象部局及び団体並びに各種監査の範囲、方法及び実施時期等の実施計画は別に定める。

4 その他

この「監査基本方針等」に定めがない監査を実施する必要が生じた場合は、別途定めて実施する。

また、監査結果における未措置事項の解消を図るため、対象所属へのフォローアップを進める。